

財産逃避による申告漏れ 対策の現在と近未来

最 近は、「小富豪」向けに、海外への資産移転を煽り、その知識やテクニックを案内するオフショア勧誘情報が目につきます。いわゆる「資産フライト」が広く浸透し出している印象をうけます。それへの対抗策としての税制改正案が出されています。「国外財産調書制度」の創設です。

対 象者は、年末時点で国外財産の総額が5千万円を超える居住者で、財産の種類、数量及び価額などを記載し、翌年3月15日までに、税務署長に提出するというものです。提出義務者には所得要件がないので、所得税の確定申告書の提出義務がなくても、調書提出だけが必要になることにもなります。

不 提出には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科され、国外財産に係る所得の申告漏れと、国外財産調書不提出とが重なると、漏れた所得に係る無申告加算税・過少申告加算税には、5%が追加重課されます。

な お、国外財産調書制度は、すでに存在している財産債務明細書の改編で、一方を国内版とし他方を国外版とする趣旨のようです。所得2千万円超の人に提出が義務付けられている財産債務明細書については、不提出や虚偽記載に対するペナルティーはありませんでしたが、国外版が重い租税刑法で縛られるのに対し国内版がルーズなままでいられるのか気になります。

こ の制度創設の提案は2年前に国税庁が政府税調に提出している資料に出ており、2年後に法案化されました。そういう流れから判断すると、今年の税制改正に向けた大綱の取りまとめ論議に対し、国税庁が、相続税の課税漏れ防止を強化する相続税版の用途不明金課税ともいべき案を具申していたようで、2年後にはこれが法案化されるのかも知れません。

相 続税版の用途不明金制度は、韓国の相続税制にあります。用途不明相続財産はみなし相続財産となる、というものです。具体的にみると、相続開始前1年以内に処分した財産が2億ウォン以上の場合及び相続開始前2年以内に処分した財産が5億ウォン以上の場合で用途が不明となっているもの（債務を負担した場合を含む）が相続財産とみなされ、課税されます。

春爛漫。4月は森羅万象すべてに活気が漲り、学校も新学年、官公庁も新年度のスタートです。考えることの多い世の中、思案していても、腹は空く。「頰杖のやがてもの食ふ春の暮 繁子」
月末からのゴールデンウィークの連休中は、毎年のことながら、十分に打ち合わせをして、ソゴのないようにしたいものです
4日清明、20日穀雨。



ディズニールンドはいつまでも未完成である。現状維持では、後退するばかりである。

(ウォルト・ディズニー)

4月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く) ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 給与支払報告に係る異動の届出 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間(予定)申告 ○ 非課税法人の住民税均等割の申告 ○ 軽自動車税の納付 ○ 固定資産税、都市計画税の納付 ○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)
10日 16日 5月1日 " " " " (地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。